

## 警報時の登校について

H27. 4. 1 改定

### 1. 授業実施日に警報が発令された場合

午前7時現在、『明石市』に「暴風」、「大雨」、「大雪」、「洪水」、「暴風雪」、「高潮」、  
『明石市を含む沿岸部』に「大津波」、「津波」のいずれかの警報（特別警報を含む）が発表され  
ている場合は、自宅に待機し、気象庁のホームページ、ラジオ・テレビの情報等に注意し、その後警報が解  
除された場合は、次のとおりとする。

（注）上記以外の「警報」及び、「注意報」の場合は、平常通り授業を行う。

#### (1) 平常授業の日

- ①午前10時現在、上記の警報が解除されている場合、午後1時10分までに登校しSHRを  
実施のうえ、第5校時より平常通りの時間帯で授業を行う。
- ②午前10時現在、上記の警報が継続している場合は、臨時休業とする。

#### (2) 午前中授業の日

午前7時現在、上記の警報が発表されている場合は、臨時休業とする。

※明石市以外（神戸市・加古川市等）の居住者について

- ①明石市以外の居住者については、明石市に上記の警報が発令されていなくても、居住地域に  
同様の警報が発令されている場合は公認欠席とする。
- ②公共交通機関が運行していないために、通学が困難と認められる場合は、公認欠席とする。
- ③居住地域の警報が解除されても、明石市に警報が発令されている場合は、上記の指示時間帯  
に従うこと。

### 2. 定期考査日に警報が発表された場合

午前7時現在、『明石市・神戸市・加古川市・播磨町・稲美町』のいずれかに  
上記の警報が発表されている場合、臨時休業とする。

- ・原則として、その日の考査を最終日の翌日（休日の場合は、休日の翌日）  
に実施する。
- ・対象地域以外の居住者は、居住地域に同様の警報が発表されている場合は  
公認欠席とし、見込み点を与える。

（安全に留意し、定期考査を受験することを妨げるものではない。）

（注）上記以外の「警報」及び、「注意報」の場合は、予定通り考査を実施する。

### 3. 授業実施日と定期考査日では、対象となる地域が異なるので注意すること。